

実施要領等に関する回答書

令和5年3月8日
産業人材育成課長

No	該当 ページ	質問事項	内容
1	業務委託仕様書 P1	DX人材養成講座について	実施は何回を想定しているのか。 また、実施会場について、県庁会議室等、県が管理する研修室等を無償利用することは可能か。可能な場合の最大収容人数は何名か。
2	業務委託仕様書 P6	(1)事業周知及び支援企業の募集・選定について	本事業に参画したい企業が50社以上となった場合、支援対象となるか。
3	業務委託仕様書 P8	評価指標の「令和5年度新規支援企業45社以上」、4年度支援企業30社(想定)」の記載について	①「45社以上」「30社(想定)」という数値は、それぞれ母数50社に対して、人材育成やDX推進について進捗が図れた企業の目標値という認識でよいか。 ②その場合、それは努力目標か、必達目標のどちらか。 ③仮に目標数値に満たない場合、委託料への影響はあるか。
4	企画提案協議 実施要領P.5	7契約の締結 (1)契約締結の手続きについてウ	令和5年度新規支援企業数が50社に満たない場合、契約金額及び契約内容の変更などの措置はあるか。

回 答

【No1】

業務委託仕様書P7(2)で記載のとおり、実施手法(対面、オンライン、e-ラーニングなど複合実施も可能)、具体的な講座スケジュール、内容、受講後の効果測定手法等について提案としてありますので、実施回数についても提案に含むものと考えていただき問題ございません。
また、実施内容・参加企業数・日程等に応じて県管理の会議室等を無償で活用できる可能性もございますが、企画提案においては県会議室等の無償利用は前提にしないようお願いいたします。

【No2】

50社以上から希望があった場合、委託契約額の範囲内で判断することとなります。

【No3】

①ご認識のとおりです。

②、③目標値を達成することを前提とし企画提案をお願いします。

【No4】

委託契約書(案)第5条に記載のとおり、必要と認める場合は委託業務の内容を変更し、更に委託料の額や履行期限の変更が必要となる場合は協議の上で定めることとしています。